

○文部科学省告示第百五十二号

教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の施行に伴い、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第二十六条の二（同令第五十五条及び第六十五条の五第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二、第五十七条の二、第五十七条の三（同令第六十五条の五第二項において準用する場合を含む。）及び第七十三条の十三の規定に基づき、中学校学習指導要領（平成十年文部省告示第百七十六号）等の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成十八年十二月二十二日

文部科学大臣 伊吹 文明

（中学校学習指導要領の一部改正）

第一条 中学校学習指導要領の一部を次のように改正する。

第2章第2節第2「公民的分野」の3の(5)中「~~第8条~~」を「~~第14条~~」に改める。

（高等学校学習指導要領の一部改正）

第二条 高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）の一部を次のように改正する。

第2章第3節第2款第1の3の(1)の才及び同款第2の3の(1)のうち「~~第8条~~及び~~第9条~~」を「~~第14条~~及び~~第15条~~」に改める。

第2章第3節第2款第3の3の(1)のエ中「~~第8条~~」を「~~第14条~~」に改める。

(学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件の一部
改正)

第三条 学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件(平成十五年文部科学省告示第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二号中「教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)」を「教育基本法(平成十八年法律第二十号)」に改める。

中学校学習指導要領（平成10年文部省告示第176号）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第2章 各教科</p> <p style="text-align: center;">第2節 社会</p> <p>第2 各分野の目標及び内容 〔公民的分野〕</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 内容の取扱い (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 内容の指導に当たっては、教育基本法第14条の規定に基づき、適切に行うよう特に慎重に配慮して、生徒の公正な判断力の育成を目指すものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 各教科</p> <p style="text-align: center;">第2節 社会</p> <p>第2 各分野の目標及び内容 〔公民的分野〕</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 内容の取扱い (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 内容の指導に当たっては、教育基本法第8条の規定に基づき、適切に行うよう特に慎重に配慮して、生徒の公正な判断力の育成を目指すものとする。</p>

高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第2章 普通教育に関する各教科</p> <p style="text-align: center;">第3節 公民 第2款 各科目</p> <p>第1 現代社会</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(1) 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 政治及び宗教に関する事項の取扱いについては、<u>教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき、適切に行うこと。</u></p> <p>第2 倫理</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(1) 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 政治及び宗教に関する事項の取扱いについては、<u>教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき、適切に行うこと。</u></p> <p>第3 政治・経済</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(1) 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 内容と関連のある現代の諸問題や時事的事象の取扱いについては、<u>教育基本法第14条の規定に基づき、適切に行うこと。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 普通教育に関する各教科</p> <p style="text-align: center;">第3節 公民 第2款 各科目</p> <p>第1 現代社会</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(1) 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 政治及び宗教に関する事項の取扱いについては、<u>教育基本法第8条及び第9条の規定に基づき、適切に行うこと。</u></p> <p>第2 倫理</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(1) 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 政治及び宗教に関する事項の取扱いについては、<u>教育基本法第8条及び第9条の規定に基づき、適切に行うこと。</u></p> <p>第3 政治・経済</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(1) 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 内容と関連のある現代の諸問題や時事的事象の取扱いについては、<u>教育基本法第8条の規定に基づき、適切に行うこと。</u></p>

○学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成十五年文部科学省告示第五十六号）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>二 地方公共団体が、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第一項の規定に基づき設定する構造改革特別区域において、<u>日本国憲法、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）</u>の理念及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に示されている学校教育の目標を踏まえつつ、<u>学校種間の教育課程の円滑な連携や学校教育法施行規則第二十四条第一項、第二十四条の二若しくは第二十五条の規定、第五十三条から第五十四条の二までの規定、第五十七条若しくは第五十七条の二の規定、第六十五条の四から第六十五条の六までの規定、第六十五条の十一の規定又は第七十三条の七から第七十三条の十までの規定によらない教科の設定等の取組を行うことが適切と認めて、構造改革特別区域法第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定（同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）</u>を受けた構造改革特別区域計画に定められた構造改革特別区域研究開発学校設置事業の場合。</p>	<p>二 地方公共団体が、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第一項の規定に基づき設定する構造改革特別区域において、<u>日本国憲法、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）</u>の理念及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に示されている学校教育の目標を踏まえつつ、<u>学校種間の教育課程の円滑な連携や学校教育法施行規則第二十四条第一項、第二十四条の二若しくは第二十五条の規定、第五十三条から第五十四条の二までの規定、第五十七条若しくは第五十七条の二の規定、第六十五条の四から第六十五条の六までの規定、第六十五条の十一の規定又は第七十三条の七から第七十三条の十までの規定によらない教科の設定等の取組を行うことが適切と認めて、構造改革特別区域法第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定（同法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）</u>を受けた構造改革特別区域計画に定められた構造改革特別区域研究開発学校設置事業の場合。</p>